

抑制・身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 歓びの園

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事無く職員1人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。この禁止項目については障がい者分野においても禁止項目であると考えます。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 … ご利用者本人、または他のご利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ② 非代替性… 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる支援方法がないこと
 - ③ 一時性 … 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ※身体拘束を行う場合には、以上3つの要件をすべて満たす必要があります。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は職員会議及び身体的拘束適正化検討委員会を中心に検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族へ説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な事由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

① 設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束に関する職員全体への指導

② 身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- | | |
|-----|-----------|
| 委員長 | 管理者 |
| 委員 | サービス管理責任者 |
| 委員 | 生活介護指導責任者 |
| 委員 | グループ主任 |
| 委員 | 生活支援員 |

委員 看護師
委員 事務職員

※この委員会の責任者は管理者とし、その時参加可能な委員で構成する。身体的拘束適正化対応策担当者はサービス管理責任者とする。

③ 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・ 1ヶ月に1回職員会議に合わせて定期開催します。
- ・ 必要時は随時開催します。
- ・ 急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見をきくなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。緊急時にやむを得ず身体拘束を行う場合には生活介護指導責任者もしくはグループ主任の了解を得て実施し事後、早急に委員会に報告し指示を仰ぎます。

(2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

管理者

- 1) 身体的拘束適正化検討委員会の統轄管理
- 2) ケア現場における諸課題の統轄責任

サービス管理責任者

- 1) 身体的拘束適正化検討委員会の総括管理
- 2) 事業所における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) 記録の整備

生活介護指導責任者

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に沿ったケアの確立
- 4) チームケアの確立
- 5) 記録の整備

グループ主任

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 支援現場における諸課題の総括責任者

生活支援員

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、傷害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

看護師

- 1) 医療機関、家族との連絡調整
- 2) 事業所における医療行為範囲の整備

事務職員

- 1) 施設の運営事務管理
- 2) 行政、関連機関、業者との渉外・調整に関する管理

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応・報告

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施・報告します。

①身体的拘束の必要性の発生

身体的拘束の必要する状況が発生した場合、担当職員は速やかに身体的拘束適正化検討委員へ報告をします。

②職員会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしないリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

③利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

④記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由など記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

⑤拘束の解除

上記④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

⑥報告について

委員会での検討内容や決定事項は議事録にて職員へ周知をします。また、それらの記録は5年間保存します。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子などに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、椅子等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 利用者の行動を制限するために、全周囲を柵等で囲み閉じ込める
- (4) 自傷行為または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
(手足の自由を奪う道具や工夫をする)
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子、テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他者への迷惑行為を防ぐために、椅子などに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、処方薬（頓服を含む）を日中に過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。（鍵の掛かる部屋に閉じ込める）

5. 身体拘束廃止・改善の為の職員教育・研修

支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6. ご利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、ご利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する。